

新潟市国民健康保険料率の検討について(案)

1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和3年12月23日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率等の検討について、慎重な審議を行った。

2 審議結果

(1) 適正な国民健康保険料率のあり方について

本市の国民健康保険事業会計は、令和4年度における納付金が前年度に比べ減少した一方で、加入者数や所得の減少等から、約2億9千万円の収支不足が見込まれている。

収支不足については、本来、保険料で賄うべきものであるが、新型コロナウイルスの影響は依然として大きく、社会・経済情勢の先行きが不透明である。

さらに、加入者の所得状況は引き続き厳しい状況にあることなどを考慮し、国民健康保険事業財政調整基金の活用により、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。

なお、当該基金については、中長期的視点に立った堅実な活用に努めること。

一方で、一人当たり医療給付費の増加が見込まれる中、今後もより一層、加入者の健康づくりに努め、医療費の適正化に向けた取組みを望む。

(2) 保険料賦課限度額について

国の改正と同様に、医療分の保険料賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の保険料賦課限度額を19万円から20万円に引き上げることを妥当と考える。

3 附帯意見

子育て世帯の負担軽減が求められる中、国は令和4年度より、子どもに係る均等割保険料5割軽減の制度を創設するが、対象が未就学児に限られているため、国に対し、対象年齢や軽減割合の拡大を実施するよう働きかけること。